

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 8万7,480円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(7)～(15) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 〔同左〕</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(7)～(15) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

※ 介護保険法施行令の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)</p> <p>第22条の2 〔略〕</p> <p>2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第22条の2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

3・4 〔略〕

(保険料率の算定に関する基準)

第38条 〔略〕

2・3 〔略〕

4～10 〔略〕

2・3 〔略〕

〔同左〕

第38条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項第1号ハの特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

5～11 〔略〕

【施行期日】平成30年8月1日